

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 3 7 回 総 会

平成 3 0 年 3 月 9 日

第7回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年3月9日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター

多目的ホール

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進	坂 口 輝 之	山 本 肇	井 谷 雄 二
原 田 稔 夫	森 岡 正 樹	松 田 良 広	大 江 愛 久
岡 田 住 夫	室 谷 政 輝	松 本 源 一	榎 本 満
衆 原 清 志	杉 谷 俊 毅	増 田 幸 美	大 橋 秀 行
山 口 政 高	辻 本 浩 規	福 岡 淳 史	浦 坪 昇
小 瀬 功	福 山 康 子	栗 須 幹 生	

(欠席委員)

(事務局) 事務局長 吉井敬幸 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

2. その他

事務局 おはようございます。定刻となりましたので総会を始めます。

まず始めに事項書の訂正がございますので、事務局より説明いたします。

(鈴木農政係長)

それでは説明させていただきます。事項書3ページをご覧ください。

議案第2号3番の飛鳥町佐渡字丸笹■■■■番地■■、台帳田、現況休耕、転用目的、駐車場用地の農地法5条申請につきまして、申請人で譲渡人の■■■■さんの父親が、平成6年に住宅を建設する目的で農地転用の許可を受けていることがわかり、このことについて県に確認したところ、農地転用の許可は承継されることとなっており、許可の出た農地を相続し、承継者である■■■■さんが住宅建設の許可を引き継ぐ形ということでありました。今回、転用目的を駐車場用地として譲渡することとなり、事業の内容が住宅用地から駐車場用地に変更することとなりましたので、別途事業計画変更申請が必要となりました。この事業計画変更申請についても、農業委員会総会の議案としての承認が必要となりますので、来月の総会の際に、計画変更の承認を得た後に今回の議案を諮っていただくこととなります。今回の議案第2号の3番につきましては、今月は保留とさせていただきますので、お手元に配布させていただいた総括表へ差し替えをお願いいたします。以上です。

事務局 それでは、熊野市農業委員会総会会議規則第4条で、会長が議長となり議事を整理するとなっておりますので、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は、24名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第37回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、2番坂口委員、3番山本委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第37回総会総括表、3条所有権の移転は、1件で田9,627㎡、畑855㎡、計10,482㎡でございます。5条所有権の移転は、4件で畑2,

694㎡、計2,694㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、5件で田1,861㎡、畑3,846㎡、計5,707㎡でございます。合計は、11件で田11,488㎡、畑7,395㎡、総合計は、18,883㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字野入■■■■番、台帳田、現況田、面積1,487㎡ほか計16筆10,482㎡でございます。譲渡人は、有馬町■■■■さん。理由は相続したが農業経営ができないためということでございます。譲受人は、和歌山県新宮市■■■■さん。所有面積は12a、耕作面積は10aです。農作業歴は30年です。通作距離又は時間は、自宅より20kmです。世帯員等従事者は、1人です。理由は、農業経営規模拡大し、水稻栽培をするということでございます。

第1号議案の1番については、申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、有馬町お願いいたします。

10番(岡田委員) 10番、岡田です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。

譲渡人の■■■■さんは、父親が25年ほど前まで水稻をしておりましたが、亡くなってからは地元の方に耕作してもらっていました。今回土地を相続しましたが、■■■■さんは農業の経験は殆どなく、農業経営ができないとのことであり、手放すということになりました。譲受人の■■■■さんは新宮市の方であり、現在御浜町神木でミカンの栽培をしているとのことでもあります。36歳の甥と一緒に水稻栽培をするということでもあります。農機具も田植え機、トラクター、コンバイン、乾燥機等を導入予定だということです。農作業歴は30年ということで、通作距離は20kmであります。地元委員としては問題ないと思われしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、金山町字南野■■■■番■■■■、台帳畑、現況畑、面積115㎡でございます。譲渡人は、愛知県稲沢市■■■■さん。譲受人は、金山町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、普通自動車4台分の駐車場用地ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、誓約書、資金証明書、■■■■さんの同意書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、金山町字赤坂■■■■番■■■■、台帳山林、現況畑、面積66㎡、ほか計3筆260㎡でございます。譲渡人は、金山町■■■■さん、奈良県北葛城郡■■■■さん。譲受人は、有馬町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、宅地85.54㎡と一体利用し、4区画分の建売分譲用地で住宅4棟、建築面積255.04㎡を新築するというところでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、建築確約書、建物平面図、土地造成図、地積測量図、法人登記事項証明書、定款の写し、資金証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

4番、五郷町和田字盛■■■■番■■■■、台帳畑、現況休耕、面積175㎡、ほか計2筆1,371㎡でございます。譲渡人は、四日市市■■■■さん。

譲受人は、東京都文京区 [] さん。転用の目的・施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル6基、設置面積は485.92㎡、太陽光設備設置割合は35.44%です。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、電力受給契約申込書の写し、資金証明書、設置割合40%を下回る理由書、 [] さん、 [] さんの同意書とありますが、同意書につきましては [] さんからの同意書が出されており、 [] さんについてはすでに亡くなられており、息子である [] に同意は得ております。定款の写し、法人登記事項証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

5番、紀和町小森字仲切 [] 番、台帳畑、現況休耕、面積948㎡でございます。譲渡人は、和歌山県東牟婁郡北山村 [] さん。譲受人は、大阪府大阪市 [] さん。転用の目的・施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル3基、設置面積372.81㎡、太陽光設備設置割合は、39.32%です。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、経済産業省による太陽光発電設置認定通知書の写し、電力受給契約申込書の写し、資金証明書、 [] さん、 [] さんの同意書、定款の写し、法人登記事項証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番、2番、4番、5番につきましては、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番、2番について、金山町お願いいたします。

13番(榎本委員) 13番、榎本です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。

転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりです。譲受人の [] さんは申請地を譲受け、駐車場にするものでございます。現地は [] さん宅の裏に位置するものでございます。付近は住宅が建て並んでいるところございまして、近所の方の同意もあり、地元委員として何ら問題な

と思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします

2号議案の2番について説明させていただきます。

転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりです。現地は、段々畑で2段になっており、下から3mほど埋め立て造成し、分譲地にするものでございます。金山パイロットファーム事務所より約200m市道を北西に行った古屋団地の近くでございます。建設地には農地もなく道路沿いに排水路もあり、また一番下側には住宅1件ありますが、砂防壁を作るということでございます。特に問題はないと思いますのでご審議よろしくお願ひします。

議長 3番については、4月総会での審議となりますので、4番について五郷町お願いいたします。

17番(増田委員) 17番、増田です。

第2号議案の4番についてご説明申し上げます。

転用の目的は、先ほど事務局から説明のあったとおり、譲受人の■■■■さんが遊休農地である農地を譲受け、太陽光発電を設置しようとするものです。1日午前現地において譲受人の代理の行政書士の方からの説明を受けましたが不明な点があり、改めて同日午後4時から設置事業者である■■■■の方から説明を受けました。現地は案内図にありますように309号を左折し、大又川にかかる和田橋を渡り、左へ150mほど進んだところでございます。隣接住宅の方は譲渡人の留守宅であり、それ以外の住宅は設置予定場所から離れております。また、隣接農地にも迷惑をかけないように設置場所の整地等を行わず、草刈りをした後設置をするということでございます。雑草対策についても除草剤等近くの農地に影響を与えるということで、使用せず草刈り管理を近隣の方と年2回程度実施するとのことでした。さらに地元委員から、今後ソーラーパネルの照り返し等想定されないことも無いとは言えず、その際は遮光板設置等の対策を講じるように申し入れを行いました。この案件につきましては隣接農地の方の同意もあり、地元委員として何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長 次に、5番について紀和町お願いいたします。

21番(福岡委員) 21番、福岡です。

5番の説明をさせていただきます。

転用の目的は、事務局が申し上げたとおりでございます。

場所は小森ダムから1kmほど上流でございます。■■■■さんは、北山村に

住んでおりまして、4、5年前までは草刈りなどきちんと管理をしていましたが、高齢のため荒れた畑になっており、太陽光施設会社に譲渡するというところでございます。小森は高齢化が進んでおり、みなさんが一基設置すると次々と設置していくようなことになっていくようなことですが、■■■■さんの家も空き家になっており、問題はないと思いますのでみなさまのご審議よろしくをお願いいたします。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長(多川委員) 1番、多川です。

第2号議案の1番、2番、4番、5番につきましては、地元委員さんの言うとおりなんら問題がないと思います。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に、承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字仲沖■■■■番■■■■、台帳田、現況田、面積1,561㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培するということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、木本町■■■■さん。借受人は、有馬町■■■■さん。取り扱いは、熊野市農地銀行有馬支店。期間は、公告の日から5年間で再設定ということでございます。

2番、金山町字向イ方■■■■番■■■■、台帳田、現況畑、面積489㎡ほか計2筆2,035㎡でございます。利用目的といたしまして、柑橘栽培をす

るということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、被相続人■■■■■さんの相続人、金山町■■■■■さん、南牟婁郡御浜町■■■■■さん。借受人は、金山町■■■■■さん。取り扱いは、熊野市農地銀行金山支店。期間は、公告の日から5年間で新規設定ということでございます。次のページをお開きください。

3番、金山町字上ノ東■■■■■番■■■■■、台帳田、現況畑、面積76㎡ほか計7筆1,798㎡でございます。利用目的といたしまして、柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は金山町■■■■■さん。借受人は金山町■■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行金山支店。期間は公告の日から10年間で新規ということでございます。

4番、金山町上ノ東■■■■■番■■■■■、台帳田、現況畑、面積13㎡でございます。利用目的といたしましては柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、金山町■■■■■さん。借受人は、金山町■■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行金山支店。期間は公告の日から10年間で新規ということでございます。次のページをお開きください。

5番、飛鳥町佐渡字富士の谷■■■■■番■■■■■、台帳田、現況畑、面積1,590㎡の内300㎡でございます。利用目的といたしましては、野菜栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、有馬町■■■■■さん。借受人は、飛鳥町佐渡■■■■■さん。取り扱いは、熊野市農地銀飛鳥支店。期間は、公告の日から5年間で再設定ということでございます。

承認事項1については、いずれも農地の全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、有馬町お願いいたします。

11番(室谷委員) 11番、室谷です。

承認事項の1番ですが、借受人の■■■■■さんは水稻、みかん施設と手広く農業経営を行っており、大変熱心に農業に取り組んでいる方です。この案件につきましては、再設定であり何ら問題はないと思いますので、み

なさまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、2番、3番、4番について、金山町お願いいたします。

13番(榎本委員) 13番、榎本です。

承認事項2番について説明させていただきます。貸渡人の■■■■、■■■■
■■■■は兄妹で、父の■■■■から相続を受け、借受人■■■■は■■■■の息子
で独立して柑橘栽培をするということです。この案件につきましては、何
ら問題ないと思いますのでよろしくご審議申し上げます。

承認事項の3番について説明させていただきます。2番で説明したとおり
で、■■■■さんは、■■■■さんに独立させるため貸渡しするものでござ
います。農機具等については、■■■■さんより引き継ぎですのものであり
ます。通作距離は自宅より車で7分ほどで、地元委員としては、何ら問題は
ないと思いますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

4番についてでございますが、承認事項3番の畑の隣接に■■■■さんの
畑があり、■■■■さんが借り受けて柑橘栽培をするものであります。地元
委員としては、何ら問題はないと思いますのでご審議のほどよろしくお願
いします。

議長 次に5番について、飛鳥町お願いいたします。

16番(杉谷委員) 16番、杉谷です。

承認事項の5番について説明させていただきます。

事務局より説明がありましたとおりで、借受人の■■■■さんが、また5年
間借り受けまして、野菜を作るということでございます。再設定でもありま
すし地元委員として問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願
いします。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認につ
いては特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さん
の説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経
営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認
することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等はすべて議りました。ほかに何かございませんか。

議 長 なければ、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

新体制での第1回農業委員会総会は、4月3日、火曜日、午前9時30分から文化交流センターでの開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。また、新委員さんとしての現地調査は、4月4日、水曜日を予定しております。午前8時30分に市役所を出発いたしますので、関係される委員さんにはよろしくお願いいたします。なお、3月31日をもって農業委員の任期満了となりますので、皆様からお預かりしております互助会費は、後日精算の上、3月分の報酬とあわせてお支払いさせていただきます。また、互助会会計報告につきましては、4月に送付させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。最後に、皆様におかれましては、3年間の永きにわたり農業委員としての重責をお勤めいただき大変お疲れ様でした。今後も健康にご留意され、ご活躍されることをお祈り申し上げます。

事務局からは以上です。

議 長 これもちまして、第37回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。
会長挨拶

(閉会 午前10時11分)